

答申第 574 号

平成 25 年 5 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 24 年 1 月 16 日付けで諮問された情報公開審査会への諮問関係文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 622 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定法人が不服申立てをしたことに係る情報公開審査会への諮問関係文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定法人が不服申立てをしたことに係る情報公開審査会への諮問関係文書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成23年12月5日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号該当の点について

(ア) 不服申立人が、平成22年3月8日付けで、「特定法人が不服申立てをした諮問第583号について実施機関が神奈川県情報公開審査会に対して諮問時に提出した文書一切」という特定の法人名を記載した情報公開請求（以下「前回請求」という。）を行ったところ、同月23日付けで一部公開決定（以下「前回処分」という。）がなされた。前回処分によれば、不服申立人が提出した異議申立書及び資料一切、社名及び印影等不服申立人に係る情報が公開されており、条例第5条第2号該当の法人情報として非公開であると判断されていないことは明らかである。

(イ) 前回請求は、本件行政文書に係る公開請求（以下「本件請求」という。）と諮問番号が違うだけであり、判断に一貫性がなく、不合理である。前回処分と同様に公開を求める。また、実施機関は、前回処分と本件処分が異なるということについて説明すべきである。

(ウ) 法人名と諮問番号をホームページ上の答申書等と照合すると法人内

部情報が明らかとなり、法人の信用、社会的評価に影響するということは、非公開決定通知書には記載されていない後付けの理由である。ホームページ上の情報と照合しない場合であっても存否応答拒否をし得る理由があったはずである。

イ 条例第8条該当の点について

(ア) 非公開等理由説明書にある理由は妥当ではなく、条例第5条第2号及び条例第8条に該当するとした本件処分は違法である。また、請求時に存否応答拒否になるとの説明を受けておらず、請求対象の本件行政文書は「あるもの」として受理されている。

(イ) 個人情報であれば、神奈川県個人情報保護条例に基づき自己情報開示請求をすることができるが、法人情報には自社情報開示請求という制度はない。そのため、情報公開請求により自社情報を請求するしかないが、これでは、情報によって請求の格差が生じ、自社情報の請求者にとっては不利益を被ることになる。

ウ その他

審査会から実施機関に対し、「前回処分と本件処分の違いについて」及び「不服申立てをしていることが第三者に知られた場合、会社としてどのような不利益を被るのかについて」釈明を求め、釈明内容を、答申とは別に、審査会から不服申立人に連絡することを要望する。

3 実施機関（商工労働局産業部商業流通課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

不服申立人によれば、本件行政文書は、特定法人が不服申立てをしたことに係る情報公開審査会への諮問関係文書である。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 本件請求は、特定の法人名が記載されていることから、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人が情報公開請求及び不服申立てをしたか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）が明らか

かになる。

また、不服申立人の法人名及び諮問番号が明らかになると、ホームページ上で公開されている答申書等と照合することにより、これまで当該法人がどのような文書について情報公開請求をしたか、また、不服申立てにおいてどのような主張をしたかという当該法人の内部情報が明らかとなり、当該法人の信用、社会的評価に影響を及ぼすおそれがある。

具体的には、特定の者と係争関係にあることが第三者に判明することにより、問題を起こすような会社というイメージを取引相手に与えることになり、そのような会社と取引をしたくないと考えるのが通常で、そうなれば取引の機会を失うことも考えられる。

以上のことから、条例第5条第2号に該当し、同号ただし書に該当しない。

イ 不服申立人は、理由が追加されていると主張するが、特段追加ではなく、基本的な説明は変えていない。一步踏み込んで諮問番号まで明らかになると、このような支障があるということを非公開等理由説明書ではより詳しく記載し、条例第5条第2号に該当するという趣旨を述べたものである。

(3) 条例第8条該当性について

ア 本件請求は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第2号に規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第8条に該当する。

なお、不服申立人に対しては、本件行政文書が存在しているか否かを答えることにより、非公開情報を公開することとなる可能性がある旨を文書で説明し、本件請求書の補正を依頼するとともに、期限までに補正書が提出されない場合は存否応答拒否をする可能性がある旨を併せて説明した。しかし、不服申立人から補正書の提出がなかったため、存否応答拒否の決定を行ったものである。

イ 前回処分は、答申第534号を踏まえた組織としての意思決定を行う前であり、本来の情報公開条例にのっとり判断ではないが、当時の不服申立人との関係で、繰り返し請求がなされ、一部公開決定もやむな

しとの対応であった。

答申第534号を踏まえた組織としての意思決定を行った後は、本来の情報公開条例にのっとり判断で決定している。

したがって、今回は、不服申立人から社名が記載された情報公開請求を受けたので、存否応答拒否の決定を行った。

ウ 不服申立人は、自己情報開示の意味で本件請求を行っているが、情報公開は自己情報開示とは制度が異なる。第三者から請求があったとしても同じように対応しなければならないことから、存否応答拒否とする対応もやむを得ない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

不服申立人からは、口頭による意見の聴取の際に陳述書が提出されたほか、当審査会に本諮問案件が諮問されて以降、意見書が提出された。

これら聴取の結果及び意見書等提出文書も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 本件請求について

不服申立人は、特定法人が不服申立てをしたことに係る情報公開審査会への諮問関係文書の公開を求めているものと認められる。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 不服申立人の法人名及び諮問番号が明らかになると、ホームページ上で公開されている答申書等と照合することにより、過去に当該法人

がどのような文書について情報公開請求をしたか、また、不服申立てにおいてどのような主張をしたかという当該法人の内部情報が明らかとなり、係争内容が明らかになることから、本件情報は、取引機会の喪失などによる信用上の正当な利益を害するおそれのある情報と認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件情報は、前記ア（イ）で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書に該当しないと判断する。

（4）条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、法人名と不服申立てに係る諮問番号を特定した上で、当該不服申立てに係る文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、諮問番号から答申書等が特定され、条例第5条第2号に規定する非公開情報である本件情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

ウ したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することになるとして、存否を明らかにしないで公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。

（5）その他

ア 不服申立人は、法人の自社情報開示請求権が制度化されていないこと、及び前回請求と判断に一貫性がないことを主張しているが、本件処分は存否応答拒否が適当と認められるため、本件行政文書に対するこれらの主張の適否については判断することはできない。

なお、これらの主張及び不服申立人に対する情報公開制度によらない情報提供についての当審査会の考え方は、平成25年3月11日付答申第572号の中で示したとおりである。

イ また、前記2（2）ウの不服申立人の主張については、当審査会は行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、不服申立人に対して審査会から直接審査内容を伝える立場にない。

5 付言

本諮問案件においては、実施機関は、本件処分時に非公開の理由を詳しく記載せず、不服申立てがなされた後の非公開等理由説明書で詳しい説明を行っていることが認められる。

今後、非公開と判断した理由を請求者が理解しやすいよう、公開拒否決定通知書等に記載することを要望する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年1月16日	○ 諮問
1月18日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2月8日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2月9日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3月1日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
4月17日 (第117回部会)	○ 審議
5月22日 (第118回部会)	○ 審議
6月8日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7月5日 (第119回部会)	○ 審議
8月24日 (第120回部会)	○ 審議
平成25年3月25日 (第126回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
柿 崎 環	横浜国立大学教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学名誉教授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成25年3月25日現在) (五十音順)